

各 位



2022年 5月10日

会 社 名 稲畑産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 稲畑 勝太郎  
(コード番号 8098 東証プライム市場)  
問合せ先 財務経営管理室長 農田 康一  
(TEL. 03-3639-6421)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第161回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- ① 当社は、2022年2月28日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、2022年6月22日開催予定の当社第161回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監督機能の一層の強化を図るとともに、経営の意思決定をより迅速化する体制を整えることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することとした。監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  1. 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  2. 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- ③ 役付取締役を見直すとともに、コーポレートガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるべく相談役及び顧問の制度を廃止するため、株主総会の招集権者及び議長、役付取締役並びに取締役会の招集権者にかかる規定の変更並びに相談役及び顧問に係る規定の削除を行うものであります。
- ④ 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第32条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑤ その他、上記の変更等に伴う条数及び字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日（水）

定款変更の効力発生日 2022年6月22日（水）

以上

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第10条 (記載省略) (株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 ～ 第13条 (記載省略) (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集しその議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長に事故</u>あるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第15条 (記載省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの</u>とみなすことができる。 (新設)</p> <p>第17条 ～ 第18条 (記載省略) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。 (取締役の数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は<u>14</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (記載省略) (新設)</p>	<p>第1条 ～ 第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 ～ 第13条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>②社長に<u>差支え</u>のあるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第15条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条 ～ 第18条 (現行どおり) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを<u>議事録</u>に記載または記録する。 (取締役の数)</p> <p>第20条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>8</u>名以内とする。 <u>②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会において、取締役中から<u>取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第25条 ～ 第26条 (記載省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。 ②<u>取締役社長に事故</u>あるときは、取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。 ③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、<u>各取締役および各監査役の同意を得て</u>、この期間を短縮することができる。 ④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会において、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から<u>会長1名、社長1名、副社長1名</u>を定めることができる。</p> <p>第25条 ～ 第26条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第27条 前条の定めにかかわらず、当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集する。 ②社長に<u>差支え</u>のあるときは、取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。 ③取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第30条 <u>取締役会は、相談役および顧問を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第33条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第34条 <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第35条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>②前項の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②（現行どおり）</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、各監査役の同意を得て、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第40条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>
<p><u>第43条 ～ 第44条 (記載省略)</u></p>	<p><u>第37条 ～ 第38条 (現行どおり)</u></p>
<p>(会計監査人の任期)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p><u>第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>	<p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>② (記載省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第46条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第47条</u> ～ <u>第50条</u> (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第41条</u> ～ <u>第44条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u>  <u>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>①定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の定めにかかわらず、2023年2月末日までに開催する株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>